

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和4年4月25日(月) 10:00～11:45
- 2 場所 一般財団法人 滋賀県教育会館
- 3 議題 ア 株式会社村田製作所(仮称)守山新事業所拠点整備事業に係る計画段階環境配慮書について
- 4 出席委員 市川委員(会長)、江藤委員、惣田委員、野呂委員(※)、畠委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員(※)、水原委員
※Webによる出席

5 議事概要

(事務局)

資料1-1および参考資料1について説明。

(事業者)

事業者資料1-2について説明。

(会長)

それではまず事業計画について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(会長)

図書では熱源計画は電気との記載であるが、資料2-1のスライド12では大気質の欄に「低負荷型の熱源設備」と記載されている。こちらは電気という理解でよいか。

(事業者)

その通り。

(会長)

それでは全体を含めて委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

えんまどう公園からの景観の説明の際に、計画建築物が三上山のスカイラインを切ることについて、「守山市景観計画には抵触しない」という説明をされた。その影響の評価の記載について疑問があるため確認する。

伝承文化とも関連するが、三上山は神体山であり神奈備山である。今回眺望点として三上山の山頂を選定しているが、この山が周囲から眺められること、またかつては信仰の対象であり、現在は地域の方々から親しまれているシンボリック的なものであること、というのが

前提である。そのため「守山市景観計画」の基本理念には「比良・比叡の山並みと三上山の眺望を確保しつつ、市街地景観を創出する」とうたわれている。

えんまどう公園について設計の意図までは把握できていないが、公園の平面計画を見る限り、この園路の軸線が三上山の眺望を確保するような形でデザインされているということは設計図書を見なくても明らかである。

ここは「一般市街地ゾーン」のため周りに建物が建っていくが、そうなれば三上山は見えなくなる。しかし、えんまどう公園は空地が多く引きが取れ、眺望が確保できるため、周辺の家屋の上に少しでも山のスカイラインが見ることが可能で、それを市民が楽しむような場所として設計がされていると思われる。しかし、今回の計画はそのような眺望をぶった切っていて、この景観棄損の影響は大きいと言わざるを得ない。

配慮書P162には「守山市基本計画」の地域特性を引用し眺望景観を確保することが求められているゾーンが列挙されており、「一般市街地ゾーン」がそこに含まれていないからと言って、眺望景観を確保しなくてよい、ということではない。

A案、B案ともにえんまどう公園からの景観については、「守山市景観計画」の基本理念に合致しておらず、景観棄損が大きいと、複数案どちらの場合でも景観棄損を回避することができない、と記載しなければならない。

(事業者)

守山市との協議も進めている中で、今回の配慮書での記載内容は、西側の比良・比叡の景観を含めて、全体の中で一部にのみ影響があるという整理をしている結果である。

えんまどう公園からの景観については、他の地域には影響がなく、三上山にだけ影響がある、という整理をしている状況である。

(事業者)

今回の事業は守山市も含めた都市計画の案の中で設定がされたものである。そのような状況で「影響があり回避ができない」という記載をしてしまうと自らを否定した表現となってしまう。

最終的には守山市の景観の審査の中で建物のボリュームを含め検討していくことになるため、今後は今回のご指摘も踏まえながら、守山市との景観の形成についての具体的な色彩等の意匠の部分で対処していくことを検討していきたいと考えている。

(委員)

意匠や近景であるロータリーからの見え方はこれからの景観計画の中で検討されていくと思うが、環境影響評価における景観の項目に関する議論の中では、ボリューム感、中景、遠景からの広域的な部分からの景観の価値、守るべきものは何かを見据えた上で評価しなければならない。今回のものは意匠だけで対処するのは不可能である。一部だけを隠してし

まうので大丈夫、という説明があったが、三上山の場合は神体山としての山容が大事であり、この地域で愛されている景観であって、そのため景観計画にもうたわれている。そこは事実なのでしっかり記載いただき、今回のA案、B案どちらについてもそれを棄損してしまうということを記載しないと、誤魔化しているように見えてしまう。しっかりとした評価をお願いしたい。

(会長)

「三上山の眺望景観の確保は特に求められている地域ではない」という記載は守山市の見解でよろしいか。

(事業者)

その通り。この図書を基に協議をさせていただいている。記載の表現も確認いただいている。

(会長)

そうであれば「守山市によると」という表現を付記してはどうか。

(事業者)

委員が仰るように影響がゼロではないと考えている。全体を俯瞰した上での影響を軽減していく、という点で守山市とも協議を重ねている。そのため、全体を俯瞰して大きな影響はない、という記載をしているところである。一方で、この地点でどうかと問われれば委員が仰る通りである。我々は誤魔化すつもりではなく、全体の方針には合致している、ということを示したかった。

(委員)

守山市が景観計画と駅前の市街地開発の調整をどのようにとるのかはわからないが、少なくとも三上山の現地で確保されている眺望が棄損される、というのは事実なのでそのような記載をすること。

(委員)

景観の選定項目について、19 地点が主要な眺望点候補地として選定されているが、最終的に中心部の6地点に絞ったということか。

(事業者)

6地点を選定した理由であるが、全て現地確認を行った結果、視認が出来たのが6地点ということである。さらに近隣の地域の視点場では視認の可否ではなく、フォトモンタージュ

を作成し、踏み込んで整理した。

(委員)

平均的な風速での影響ではなく、大きい風速によりどの程度の影響が出るのかが重要である。累積頻度 95%の風速についてもそれほど影響がないという結論が示されている。建物の北西側に鉄道が走っている。鉄道の運行に対する風環境の影響を評価しないと、評価が不十分ではないか。

(事業者)

今回のシミュレーション結果では、現状と比較し鉄道敷にも影響が出ているように見える。今後の方法書以降の手続きでは、指摘を踏まえた鉄道敷への影響を予測していく。

(委員)

鉄道は公共性が高いため、運行に支障が出るような風環境の変化が頻度的に増えるのか、という視点をもって予測評価すること。

(委員)

地下の利用はどのように考えているか。

(事業者)

地下階は作らず、エレベーターのシャフト、防火用水槽程度を考えている。

(委員)

高層建築物となるが、基礎はどの程度の深さになるのか。

(事業者)

ボーリング調査等の詳細な調査が実施できていないため未定であるが、都賀山荘の基礎杭の深さは10メートル程度であると伺っている。

(委員)

配慮書P37のボーリングデータが調査結果ではないのか。

(事業者)

こちらのデータは事業実施想定区域の直下ではなく、近隣の公表データを参考に記載している。

(委員)

A案、B案の複数案の検討については、地下の状況は考えていないということか。

(事業者)

その通り。

(委員)

温暖化防止の工夫をするということだが、緑地との兼ね合い、太陽光であればパネルの設置箇所等、様々な方法があるが、そのような内容は方法書で検討していくということか。

(事業者)

現在、施設設計に着手している段階であり、その中で検討していくことになる。ただし設計には約16カ月要する想定であるため、細かい仕様まで決まるのは時間がかかる。方法書段階においてはコンセプト、検討内容はお伝えできると思う。

(会長)

準備書で示すことは可能か。

(事業者)

はい。

(委員)

反射光の影響についてはどのように考えているのか。今後どのような調査を検討されているのか。

(事業者)

反射光に関しては施設設計においても配慮しながら進めていく予定である。調査に関してはコンサルとも調整しながら検討していく。

(事業者)

今後の施設設計も経ていく中で、影響が大きいという状況であれば項目として設定することも検討していく。

(会長)

反射光については今後の図書の中で何らかの記述をするということによいか。

(事業者)

項目を追加するかどうかも含め方法書で検討していく。

(委員)

景観の続きでお聞きする。三上山の棄損がどの程度、他の地域に影響するのかが気になる。事業実施想定区域の西側の地域にどの程度影響があるのかは調査していただく必要がある。遠景の眺望点からの眺望というよりも、平地の部分からどの程度影響があるのか、ということをもう少し注力して評価いただきたい。スカイラインの棄損の有無だけではなく、三上山との対比がどのように影響するのかなど、検討いただきたい。

(会長)

えんまどう公園からの景観については、公園内のどの地点からでもP163と同様な見え方となるのか。

(事業者)

こちらの公園は大きい公園であるため、この地点からズレれば見え方は変わってくる。

(委員)

単に山が見えればいいというわけではない。神体山であるため、見え方が重要である。最終的に科学的ではなく、主観的になってしまうものであるが、その状況で地域の人々がどのように感じるかが判断の材料となるため、その判断の材料として相応しい評価をしていただきたい。対象領域を変える等の検討をしていただきたい。

(事業者)

承知した。

(委員)

三上山は古代から湖西地域の人々からも信仰の対象となっている。湖西側からの視認状況についても調査し確認すること。

(事業者)

参考として、配慮書P146に湖岸側の「ファーマーズマーケットおうみんち」からの眺望景観を記載している。距離は事業実施想定区域から5kmの地点である。

(委員)

この地点は北側の地点であるため、対象事業実施区域と三上山を結ぶ西側からの影響を

確認すること。

(委員)

補足だが、三上山と事業実施想定区域を直線で結んだ地域に大きな影響がある。

(会長)

風害の予測に用いた計算ソフトウェア「Helyx-2.5」は方法書以降の予測においても用いるのか。

(事業者)

未定である。

(会長)

計算ソフトウェアの妥当性を確認すること。滋賀県の指針等にはそこまでの記載が恐らくないため、他の環境影響評価の風害の予測に用いられているなど、根拠が必要である。

(事業者)

この計算ソフトウェアについては、コンサルとしては初めて使用する。実際に設計を委託した業者によると、風洞実験の前段階では一般的に使用されていると伺っている。

(会長)

その際には風洞実験をしているので、このソフトウェアはスクリーニングに使用されているということになる。

(事業者)

今後の手続きの予測において、風洞実験か数値計算とするのかは決まっていないが、今後の予測評価の際には根拠をしっかりと説明できるように準備をしておく。

(会長)

風害の計算条件に格子分解能の記載がないが、メッシュサイズはどうなっているか。

(事業者)

確認して次回ご説明する。

(会長)

環境保全措置として、防風植栽や庇についての記述があるが、シミュレーションでそこま

で再現が可能なのか。今後の予測評価においても重要な部分であるため確認すること。

(会長)

建物の状況など、現状のシミュレーションにはどこまでが反映されているのか。

(事業者)

灰色・ピンクは建物、緑色は樹木部分を示しており反映がされている。

(会長)

樹木はどのような形状で反映されているのか。

(事業者)

現地で確認した樹木の形状をモデル化し反映している。

(会長)

P130の図5.4.1-5(3)の「現状」の図について、右上に風速が大きい部分が見られるがどのような理由か。

(事業者)

おそらく、周辺建物の影響により発生していると思われ、A案、B案に発生していないのは、計画建築物の影響によりいくらか緩和されているのではないかとと思われる。

(会長)

上流境界に近く計画建築物の影響を受けにくい箇所なので、事業者の説明はよくわからない。今後の予測評価では特異な計算結果については原因を探るという視点で確認いただきたい。

他に質問・意見がないので審査会を終了する。

以上